

平成 29 年 6 月 8 日

学生・教職員 各位

本部経理課

授業料領収書の申請方法の変更について

新学務システム **Utokyo Academic Affairs System (UTAS)** の稼動にともない、6 月 14 日（水）より授業料領収書の申請方法を各部局窓口における書面の申請から、**UTAS** 上の電子申請に変更いたします。領収書は和文、英文から各自選択することが可能です。

ただし **UTAS** 上での申請は各期一回限り可能となっていますので注意してください。紛失等やむを得ない事情で再発行を希望する場合は、部局窓口に申請してください。また、授業料以外（入学料や検定料など）は窓口での書面による申請となります。

なお、領収書の作成に要する日数は従来どおり一週間程度かかりますので、余裕を持って計画的に申請するようにしてください。領収書の受領方法は従来と変わらず部局窓口での受領印を用いた受け渡しをお願いします。

本件に関する問い合わせは本部経理課出納チーム（収入担当）（03-5841-2152）まで。

法学部生へ

授業料領収書申請は2017年6月14日（水）より可能となります。
14日以降、新学務システムUTAS上で申請してください。

法学部教務係